

| 三木市記者発表資料（令和3年1月19日発表） |                      |       |                           |
|------------------------|----------------------|-------|---------------------------|
| 担当部課名                  | 担当長                  | 担当係   | 電話番号                      |
| 総合政策部<br>秘書広報課         | 課長 正心 均<br>(内線 2410) | 広報広聴係 | 0794-82-2000<br>(内線 2414) |

## タイトル

## 「行政相談」の開催を中止します

## 内 容

行政相談を以下のとおり予定していましたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が兵庫県に再発令されたことを受け、健康と安全面を考慮した結果、中止を決定しました。

なお、電話相談を希望される方は、行政相談専用電話番号へご連絡ください。

(中止内容)

- |   |     |                                  |
|---|-----|----------------------------------|
| 1 | 日 時 | 1 月 20 日（水） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 |
| 2 | 場 所 | 市役所 2 階入札室                       |
| 3 | 内 容 | 国の仕事やその手続き、サービスに対する苦情や要望         |

(電話相談)

●行政相談専用電話番号 0570-090110  
(お近くの「総務省行政相談センターきくみみ」につ  
な갑니다。)

## セールスポイント

政府は新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を兵庫、栃木、岐阜、愛知、京都、大阪、福岡の7府県に再発令し、1月7日に緊急事態宣言が再発令されました首都圏4都県と合わせて11都府県に拡大されました。これを受け、面談による行政相談を中止しますが、電話相談は引き続き行います。

国の仕事やその手続きなど、相談がある方は行政相談専用電話番号へ相談してください。